

農業委員会 訓令番号	農業委員会訓令名	公布年月日
農業委員会 訓令第1号	さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令	令和7年3月24日

さいたま市農業委員会訓令第1号

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月24日

さいたま市農業委員会  
会長 西 形 知 行

さいたま市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令

さいたま市農業委員会事務局規程（平成15年さいたま市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(分掌事務) 第3条 農業振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) 農地利用最適化推進委員の推薦・公募に関すること。 (9)～(20) [略]	(分掌事務) 第3条 農業振興課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 (1)～(7) [略] (8) <u>農業委員及び農地利用最適化推進委員</u> の推薦・公募に関すること。 (9)～(20) [略]
(事務専決) 第6条 [略] 2 [略] 3 農地調整課長は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号、第14号の2、第3条の3、第4条第1項第7号、第5条第1項第6号及び第18条第6項の届出に係る受理又は不受理の決定に関する事項、 <u>並びにさいたま市農業委員会贈与税又は相続税に係る納税猶予関係諸手続きに関する事務処理規程第7条第1項に規定する証明の発行及び第8条第3項に規定する証明書の再発行を専決することができる。ただし、次に掲げる場合及びこれらに準ずる場合は、会長の決裁を受けなければならない。</u> (1)・(2) [略]	(事務専決) 第6条 [略] 2 [略] 3 農地調整課長は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項第13号、第14号の2、第3条の3、第4条第1項第7号、第5条第1項第6号及び第18条第6項の届出に係る受理又は不受理の決定に関する事項を専決することができる。ただし、次に掲げる場合及びこれらに準ずる場合は、会長の決裁を受けなければならない。  (1)・(2) [略]

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。